市政だより

日日時 場場所 内内容 対対象 定定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

交通事故情報

		件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
2月発生状況		3	0	6
累計	令和8年	15	0	20
	前年対比	＋5	±0	＋9

令和8年2月28日現在

3月31日で期限切れとなる福祉医療費受給者証を持っている人へ

■乳幼児用・小学生用を持っている人

3月下旬に新しい受給者証を送付します。

■高校生等用・ひとり親家庭用を持っている場合で卒業などにより対象外となる人

4月以降速やかに破棄してください。

問こどもサポート課
☎㉒2111内線324

障害者タクシー福祉乗車割引証の受付を開始します

対次のいずれかを所持する市民で適用除外要件にあたらない人
▼身体障害者手帳1～3級
▼療育手帳
▼精神障害者保健福祉手帳

○**適用除外要件**　障がい者本人または生計を同一にする介護者が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合

内利用1回につき基本料金相当額を助成。基本料金を超えた金額は自己負担。

○**発行枚数**
▼年間利用上限は48枚(1冊)
▼人工透析をしている人は96枚(2冊)

持いずれかの手帳

申市社会福祉課、各出張所・連絡所
※郵送による申請を希望する人は市社会福祉課に連絡してください。

○**申請開始日**　3月25日㈬

問市社会福祉課
☎㉒2111内線191,192

就学援助費の申請受付

小・中学校で必要な教育費の一部を支給する制度です**(継続の場合も申請が必要です)**。

対市内在住の小・中学生で経済的理由により就学困難と認められる人(所得制限あり)

○**申請期間**　4月8日㈬～30日㈭／市役所執務時間内

○**申請場所**　学校教育課(サンビームやない隣)

持同一世帯全員の令和7年分の所得が分かる資料(源泉徴収票、確定申告の写しなど)、保護者の通帳

問学校教育課　☎㉕2423

し尿等収集料金の改定

※平郡地区は除く

○**改定料金**
(消費税及び地方消費税含む)
36リットルあたり594円
(現行料金471円)

○**改定時期**　6月1日㈪

問市民生活課　☎㉒2111内線165

介護給付費通知を廃止します

毎年7・11・3月に介護保険サービスを利用した人に「介護給付費通知書(緑色のはがき)」を送付していましたが、国の介護保険給付適正化事業見直しのため、令和8年度から送付を廃止します。

サービスの利用実績は各サービス事業所から交付される請求書などで確認してください。

問高齢者支援課
☎㉒2111内線186

4月1日から

図書利用カードの再交付に料金がかかります

○**再交付料**　1回100円
※新規登録は無料です。

申みどりが丘図書館か大畠図書館のカウンターで申し込んで下さい。
※両図書館でカードデザインが異なります。

持本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

○**その他**　カードを紛失・汚損した場合でも「Web利用者カード」等の方法で貸出利用が可能です。

問みどりが丘図書館　☎㉒0628

未内定の新卒者・既卒者の皆さんへ

ハローワークは就職活動を継続中の未内定の新卒者・既卒者の皆さんを最後まで支援し続けます。就職活動について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、気軽に問い合わせてください。

問ハローワーク柳井(学卒担当)
☎㉒2661

土地・家屋評価額等の縦覧（無料）

土地や家屋の評価額を確認できます（償却資産は縦覧対象外）。

対納税義務者、代理人など
日４月１日㈬～６月１日㈪の執務時間内
場税務課
内▼土地／地番・地目・地積・評価額
▼家屋／地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額
※所有者の住所・氏名・課税標準額・税額などは掲載なし
持納税通知書や本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
▼納税義務者以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの
▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの（戸籍など）
▼法人の場合、縦覧する人の本人確認ができるものと社印または法人による委任状
問税務課
☎㉒2111内線135,136

固定資産課税台帳の閲覧、記載事項の証明

対土地・家屋の所有者（納税義務者）／納税管理人／所有者から委任を受けた人（要委任状）／借地人・借家人など（使用、収益の対象となる部分に限る）
日４月１日㈬以降の執務時間内
場税務課、各出張所・連絡所
内
▼土地／地番・所有者・地目・地積・評価額・課税標準額・税額
▼家屋／地番・家屋番号・所有者・床面積・評価額・課税標準額・税額
料１名義につき200円
※閲覧のみ４月１日㈬～６月１日㈪は無料
持本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
▼同一世帯員以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの
▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの（戸籍など）
▼法人の場合、手続をする人の本人確認ができるものと社印または法人による委任状
▼借地人・借家人等は、契約書などの権利関係を示す書類
問税務課
☎㉒2111　内線135

固定資産評価審査委員会への審査申出

固定資産評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

○**申請期間**　固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日以後３ヵ月まで
場市固定資産評価審査委員会事務局（総務課内）
問総務課　☎㉒2111内線431

現在、暮らし応援！やない～ね！買物券 配布中

郵送で受け取れなかった場合は４月７日㈫から市役所でお渡しします

現在、ゆうパックで配布していますが、受け取りのなかった買物券は、４月７日㈫以降、市役所４階政策企画課で保管する予定です。来庁・再送付でお渡ししますので、詳しくは問い合わせてください。

○４月７日以降、市役所での受け取り時に必要なもの

▼本人が市役所で受け取る場合
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書など）

▼代理人が受け取る場合
対象者と代理人の本人確認書類

●問い合わせ　政策企画課　☎㉒2111内線471

3月のくらしの護身術
～消費生活センターからのお知らせ～

「不要なものはありませんか？」訪問買取にご注意ください！

購入業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問買取」に関する相談が多く寄せられています。多くの場合、まず電話をかけてきて、来訪の承諾を得ようとします。一方、法律で禁止されている飛び込み勧誘で、突然訪問してくるケースもあります。

▼購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

▼突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

●問い合わせ
柳井地区広域消費生活センター
（商工観光課内）
☎㉒2125

▲LINE広報　▲メール相談

公共下水道を使える区域が広がります

3月31日㈫から以下の区域で下水道処理を開始します。

▼**柳井地区**／西後地の一部、白潟西下の一部、南町六丁目の一部

▼**新庄地区**／下大祖南の一部、上り屋敷の一部

■図面などの縦覧

日 3月13日㈮～27日㈮の市役所執務時間内

場 下水道課（市役所2階）

■水洗化をお願いします

▼下水道法では、下水道が使用できるようになった区域は速やかに排水設備を設置するよう定めており、トイレは3年以内に水洗化する必要があります。

▼河川などの水質保全を図り、衛生的な生活を確保するために、下水処理区域内の建物はできるだけ早く下水道に接続するようお願いします。

▼排水設備工事を行う場合は「柳井市下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。

■公共下水道・農業集落排水の使用について

▼使用開始・中止・使用水の変更は届出が必要です。

▼井戸の水量は使用人数により計算します（6月末の住民票世帯人数により算出し、7月から1年間適用）。

※期間途中で使用人数が変更された場合は下記届出窓口に届け出てください（翌月分から変更）。

○届出窓口
市上下水道料金お客様センター
☎㉕0265

問 下水道課
☎㉒2111内線291

月性展示館 月曜日が祝日等の場合は開館します

月性展示館は毎週月曜日が休館日ですが、4月以降月曜日が祝日等の場合は開館し、翌火曜日を休館日とします。来館の際は注意してください。

※5月5日㈫・9月22日㈫は開館します。

問 月性展示館
☎㉓7259
大畠出張所
☎㊺2211

市民相談

行政書士による市民相談（要申込）

日 4月8日㈬13:30～15:30

場 市役所3階大会議室

内 相続、遺言、成年後見、許認可、免許等行政手続きの相談

定 4人

申問 4月1日㈬13:00から電話で受け付けます（先着順）。
市民生活課
☎㉒2111内線161

弁護士による無料法律相談（要申込・市民対象）

日 4月8日㈬9:30～12:00

場 市役所3階大会議室

定 8人

申問 4月1日㈬8:30から電話で受け付けます（先着順）。
市民生活課
☎㉒2111
内線161

行政相談

日 4月8日㈬ 13:30～15:30
受付 15:00 まで
場 市役所3階大会議室
内 行政相談委員による行政への苦情や要望の相談
問 市民生活課
☎㉒2111 内線 161

超初心者 高齢者のためのスマホ相談会（要申込・市民対象）

日 4月7日㈫ 9:30～12:00
場 市総合福祉センター3階研修室
内 スマホの基本的な操作の相談
○**相談時間**　30分以内
申問 市社会福祉協議会
☎㉒3800

岩国年金事務所による年金相談（要申込）

日 4月9日㈭, 23日㈭
／10:00～12:00,13:00～16:00
場 市役所3階大会議室
申問 5月14日㈭, 28日㈭の相談の予約は4月1日㈬ 8:30 から受け付けます（先着順）。
岩国年金事務所お客様相談室
☎0827㉔2222

「表示登記の日」無料登記相談会

日 4月1日㈬ 10:00～15:00
場 山口地方法務局 周南支局
（周南市周陽二丁目8番33号）
○**相談内容**　土地（分筆・合筆、地目変更、面積等の更正、境界）、建物（新築・増築、取り壊し、分割、区分等）
○**相談員**
山口県土地家屋調査士会会員
問 山口県土地家屋調査士会
☎ 083-922-5975

児童扶養手当等の支給額の変更

全国消費者物価指数の公表により、4月分からの各手当の支給額を次のとおり変更します。

●**問い合わせ**　①②／こどもサポート課　☎㉒2111 内線 323
③④／市社会福祉課　☎㉒2111 内線 192

手当			令和7年度（月額）	令和8年度（月額）
①児童扶養手当	児童1人	全部支給	46,690 円	48,050 円
		一部支給	46,680 ～ 11,010 円	48,040 ～ 11,340 円
	第2子以降加算額	全部支給	11,030 円	11,350 円
		一部支給	11,020 ～ 5,520 円	11,340 ～ 5,680 円
②特別児童扶養手当		1級	56,800 円	58,450 円
		2級	37,830 円	38,930 円
③特別障害者手当			29,590 円	30,450 円
④障害児福祉手当			16,100 円	16,560 円

無料人権・子どもの人権相談所（申込不要）

悩みやもめごと（差別、相続、登記手続、金銭の貸借等）、心配ごとなどの相談に応じます。
日 4月2日㈭ 9:30～12:00
場 市役所1階102会議室
○**相談担当者**　市内の人権擁護委員
問 人権啓発室
☎㉒2111 内線 180

催し

やない西蔵 ギャラリー展示情報（入場無料）

開館 9:00～17:00／㈫休館
■第23回 字遊（じゆう）の会 書展
日 3月25日㈬～4月6日㈪
○**主催**　字遊の会
■天真書法塾（てんしんしょほうじゅく）　書の歩み
日 4月8日㈬～27日㈪
○**主催**　大自然のお陰さま
問 やない西蔵　☎㉓2490

タケノコ掘り体験交流会（要申込）

日 4月18日㈯ 10:00～12:00
※雨天・イノシシの被害があった場合は中止（延期なし）
場 黒杭川ダム公園に隣接する竹林
定 30人（先着順）
料 大人300円、小中学生100円
持 汚れても良い服装、タケノコを入れる袋、軍手、タオル、飲み物
○**申込期限**　4月12日㈰
申問 住所・氏名・年齢を明記してメールで申し込んでください。
竹林ボランティア柳井
✉ qq2x9bs9@dance.ocn.ne.jp

おはなしの会（無料・申込不要）

■大畠図書館（幼児・児童向け）

日 4月4日㈯ 13:30～15:00
場 大畠公民館2階和室（ふれあいタウン大畠内）
内 絵本の読み語り、紙しばい
○**出演**　読み語りボランティア「たまてばこ」
問 大畠図書館
☎㊺ 2226

募　集

第26回キラリンピック・全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会参加者

○**種目／日時／場所**
▼アーチェリー／5月6日㈬㈷ 10:00～／維新百年記念公園 弓道場
▼ボッチャ／5月6日㈬㈷ 10:30～／サンフレッシュ山口 体育館
▼陸上競技／5月10日㈰ 10:30～／維新みらいふスタジアム
▼フライングディスク／5月24日㈰ 10:10～／やまぐち富士商ドーム
▼一般卓球／5月31日㈰ 10:00～／維新大晃アリーナレクチャールーム
▼サウンドテーブルテニス／5月31日㈰ 10:30～／山口県身体障害者福祉センター
▼ボウリング／4月19日㈰ 10:45～／ボウリング王国スポルト小郡店
▼水泳／5月17日㈰ 10:40～／TOKKIアクアアリーナ山口（山口きらら博記念公園水泳プール）
○**対象**　4月1日現在、13歳以上で県内に居住する身体・知的・精神の障がいを有する人（競技に支障のある疾患を有しない人に限る）
○**その他**　一般卓球・サウンドテーブルテニス・ボウリングは派遣選手選考会のみの開催。
○**申込期限**
▼**ボウリング**　3月19日㈭
▼**ボウリング以外**　3月30日㈪
申問 市社会福祉課
☎㉒ 2111内線191

試　験

令和8年度前期 危険物取扱者試験（甲・乙・丙種）

○**試験日**　6月20日㈯, 21日㈰
○**試験会場**　県内各市（柳井市は6月20日㈯）
○**受験資格**　甲種以外は不問
○**申請方法**　書面申請（願書は消防機関に設置）または電子申請
○**願書受付期間**
4月9日㈭～22日㈬
○**その他**　乙種第4類を対象とした試験準備講習会（有料）を開催。
申問 周東地区危険物安全協会
☎㉒ 3025

伊陸天神祭

通称「牛天神」として古くから親しまれている春の伝統行事です。
○**日時・内容**　4月5日㈰ 12:00～お先乗り馬体験試乗会（有料）・ふるさと物産展など／14:40～御神幸行列、子どもみこし（雨天中止）／16:00～もちまき
○**場所**　氷室亀山神社
○**問い合わせ**
伊陸天神祭奉賛会
☎㉖ 0624（冨田）

令和8年度の受付は4月1日㈬から

学生納付特例の申請手続きをお忘れなく

学生納付特例は国民年金保険料の支払いが困難な学生のために保険料の支払いを猶予する制度です。本人の所得が一定以下であれば家族の所得は問いません。

■令和7年度に承認を受けた人

引き続き同一の学校に在学予定の人は、3月末～4月に日本年金機構から郵送される申請書類（ハガキ）に必要事項を記入して返送してください。学生証の写しや在学証明は不要です。申請しない場合は、6月下旬に令和8年度分の納付書が郵送されます。

■令和8年度からはじめて申請をする人

市民生活課（国民年金）の窓口で手続きをしてください。大学院への進学、編入など在学校に変更があった人も新しく申請が必要です。

○**手続きに必要なもの**
①年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード
②学生証の写し（両面）または4月1日以降発行の在学証明書

■学校を卒業した人

学生納付特例の承認を受けた期間は将来受け取る年金額に反映されません。年金額を増やしたい場合は追納制度（10年以内に保険料をさかのぼって納める）について相談してください。また卒業後も保険料の支払いが困難な場合は、免除・猶予制度を利用してください。

●問い合わせ
岩国年金事務所　☎0827㉔2222
市民生活課　☎㉒2111内線169